

島根原子力発電所2号機 新規制基準適合性に係る 審査書案に関する手続き及び市の対応について

平成25年12月25日に中国電力株式会社から原子力規制委員会に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)の規定に基づく『島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書』が提出されました。

その後、原子力規制委員会において、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合等により審査が進められ、令和3年5月10日、6月14日及び6月17日には、中国電力株式会社から原子力規制委員会に対し、補正申請書が提出されました。

先般、令和3年6月23日の原子力規制委員会において、『中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ(案)』(以下、「審査書案」という。)が了承されました。

つきましては、今後の審査書案に関する手続き及び市の対応について、下記のとおり報告します。

記

1. 審査書案に関する手続き

①意見募集(パブリックコメント)の実施

審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行う。

(令和3年6月24日(木)から7月23日(金)までの30日間)

②原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法の規定に基づき、原子力規制委員会から原子力委員会に対して許可の基準への適合について意見聴取を行う。

③経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法の規定に基づき、原子力規制委員会から経済産業大臣に対して許可の基準への適合について意見聴取を行う。

④今後の予定

パブリックコメント並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子力規制委員会において、当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

2. 市の対応について

島根原子力発電所2号機の再稼働については、原子力規制委員会の設置変更許可後、国から安全性や再稼働の必要性、住民の避難対策等の十分な説明を受けた上で、市議会をはじめ、市民の方々に参加いただいている出雲市原子力発電所環境安全対策協議会、原子力の専門家である出雲市原子力安全顧問等の意見を十分に聴き、総合的に判断する考えです。